

# 町村週報

( 町村の購読料は会費  
の中に含まれております )

## 2348号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町 1 丁目11番35号 : 電話03 3581 0486番 FAX03 3580 5955  
発行人 渡辺 明 : 定価 1部40円・年間 1,500円( 税、送料含む ) 振替口座00110 8 47697 <http://www.zck.or.jp>

### 閑話休題

おかしな常識論が政・財・官・マスコミ界を罷り通っている。森総理の退陣の時機を「予算審議終了後」として、一様に納得しているのがなんととも珍妙な光景である。

これまでに政変の条件として「予算審議終了後」が何度も使われたのは事実である。問題は一に懸つて景気への影響を配慮したため、予算の成立がおくれたため景気の足を引っ張るとか公共事業の施行に支障を来すとかが心配された。

しかし、新年度予算の政府原案は昨年度に比べると、あきらかに景気刺激型よりも財政再建型である。財政赤字の大きさを今年度とくらべると二十八兆円と前年度より六兆五千億円小さくなり、したがって公債



冬の白樺湖 (長野県)

依存度は三八%から三五%へと低下している。国の債務残高は国債・地方債・財投の負債を合計すると六百六十六兆円になり、過日、宮澤財務相が「中期見通し」の提出を渋つたのも二〇〇四年の公債依存度が四一%に達することが判明したからである。このような予測をもとに新年度

### 暴風雨圏下の地方自治

予算が財政再建型へ楯を切りかえたことは、遅かれ早かれ一度は突入し、突破せざるをえない暴風雨圏内に日本丸がさしかかったことを意味しないだろうか。

財政再建は地方自治体の遣り繰りに大きな動揺を与えるが、このところは歯を喰ひ縛つて、地方自治

のために役立つものなら、なんでも試行してみることはどう。

町村合併とか広域連合による事業運営なども、さらに徹底化もしくは合理化を進めるのは言うまでもないが、いまいちばん元気のある微生物利用を地元の大学の支援をえて進めるのも得策だと思つ。

「ご存知の方も多いと思つが、京都府八木町では役場の幹部が、デンマークやオランダを訪れ、乳牛や豚の出す糞尿を微生物に食べさせて堆肥の原料をつくることに、堆肥化する過程で出るメタンガスを燃やして発電、一日二千五百キロワットをこの春から関西電力に売することに成功した。町内二十五戸の畜産農家は、いまや「福の神」なのである。

( 評論家 草柳大蔵 )

### もくじ

政 策	公債費負担比率、依然上昇 = 平成11年度市町村決算概況.....(2)
フォーラム	碓氷峠に汽笛再び = 群馬県松井田町 .....(6)
情 報	カプセル NOW&NEW.....(9)
随 想	親子関係 .....愛媛県関前村長 池田 深.....(10)
情 報	政策レーダー.....(11)

政 策

平成十一年度市町村決算の概況

公債費負担比率、依然上昇

総務省は、二月十五日、全国の市町村(東京二十三区と一部事務組合を含む)の平成十一年度普通会計決算の概況を発表した。それによると、歳入総額は前年度比二・五%増の五五兆五〇七・五億円、歳出総額は同三・一%増の五四兆一八・一億円となり、二年連続で前年度決算額を上回り、決算規模も昭和二十六年以降最大規模となった。

歳入のうち地方税が法人企業の業績低迷や恒久的減税の実施により、同〇・五%減の一兆八兆五、九三・一億円と二年連続して前年を下回った。地方交付税は、地方財源不足額を補てんしたこと等から同〇・九%増の九兆七、三一・九億円と増加したことから、一般財源全体では四・二%増の三一兆二、三四・六億円となった。

歳出は、義務的経費が同三・三%増の二二兆九、三〇・二億円、投資的経費は、その大半を占める普通建設事業費が前年度決算額を下回ったため、同七・一%減の二兆八、一一・八億円となった。經常収支比率は、人件費の伸び率の低下等により經常経費充当一般財源の伸び率が低かったため、十年ぶりに低下し、同四・四ポイント低い八三・九%となった。公債費負担比率は、同〇・五ポイント高い一六・三%となり九年連続して上昇した。概要については次のとおりである。

平成十一年度市町村決算(普通会計)について

一 概要

平成十一年度の市町村の財政状況は前年度に引き続き極めて厳しい状況にある。

実質収支が赤字の団体は、二二市町村となった。

また、人件費の伸びは低かったものの、義務的経費(人件費、扶助費

及び公債費の合計額)は増加し、歳入総額に占める割合も前年度と同率の四二・四%となった。

さらに、地方債現在高の増等により、将来にわたる実質的な財政負担は前年度とほぼ同じ約五四兆円で、その規模が、標準財政規模の一・八倍となっている。

二 決算規模

歳入、歳出ともに二年連続で前年度決算額を上回り、これまで(昭和

二十六年度以降)で最大規模となった。

(1) 実質収支は前年度に引き続き赤字となった。また、実質収支が赤字の団体は、二二団体であった。

三 決算収支

2. 決算規模

区 分	平成11年度	平成10年度	増減額	増減率	前年度増減率
歳入総額	55兆5,075億円	54兆1,758億円	1兆3,317億円	2.5%	2.6%
歳出総額	54兆 181億円	52兆3,806億円	1兆6,374億円	3.1%	1.9%

(注)一部事務組合を含む(特に注記のない限り、以下同じ。)

3. 決算収支

区 分	決算額		赤字の団体数	
	平成11年度	平成10年度	平成11年度	平成10年度
実質収支	1兆 220億円	9,292億円	22団体 ( )	23団体 (5団体)
単年度収支	911億円	81億円	2,280団体	2,517団体
実質単年度収支	2,726億円	96億円	1,976団体	2,456団体

(注1) 実質収支 : 歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額  
 単年度収支 : 当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額  
 実質単年度収支 : 単年度収支に、実質的な黒字要素(財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額)を加え、赤字要素(財政調整基金の取崩し額)を差し引いた額

(注2) 「実質収支」の欄の下端は、合併に伴う打ち切り決算が原因で赤字になった団体数(上段とは別掲)である。

四 歳入

(1) 地方税は、法人企業の業績低迷や恒久的減税等により市町村民税等が減少となったことから、二年連続して前年度決算額を下回った。  
 (2) 地方交付税は、地方交付税は、地方財源不足額を補てんしたことから、前年度決算額を上回った。  
 (3) 地方消費税込交付金は、個人消費が低調に推移し、地方消費税交付金が減少した

(3) 地方消費税込交付金は、個人消費が低調に推移し、地方消費税交付金が減少した

政 策

こと等から前年度決算額を下回った。  
 (4) 一般財源  
 一般財源は、地方税及び地方消費  
 税交付金が減少したものの、地方特  
 例交付金が創設されるとともに地方  
 交付税が増加したことから前年度決  
 算額を上回った。また、歳入総額に  
 占める一般財源の割合は、前年度よ  
 り一・〇%ポイント上昇の五六・三  
 %であつた。  
 (5) 国庫支  
 出金  
 国庫支出  
 金は、国の  
 補正予算に  
 より介護円  
 滑導入臨時  
 特例交付  
 金、少子化  
 対策臨時特  
 例交付金が  
 追加計上さ  
 れたこと等  
 から、前年  
 度決算額を  
 上回った。  
 (6) 地方債  
 地方債  
 は、地方税  
 の減収等に  
 対処するた  
 めの地方債  
 及び普通建  
 設事業の財  
 源としての

4. 歳入

(単位：億円、%)

区 分	11年度		10年度		比 較		前年度 増減率
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	
地方税	185,931	33.5	186,848	34.5	917	0.5	3.1
地方譲与税	4,782	0.9	4,666	0.9	116	2.5	32.0
地方特例交付金	4,977	0.9			4,977	皆増	
地方交付税	97,319	17.5	87,761	16.2	9,559	10.9	5.1
地方消費税交付金等各種交付金	19,337	3.5	20,441	3.7	1,106	5.4	79.3
小計(一般財源)	312,346	56.3	299,716	55.3	12,630	4.2	1.7
国庫支出金	64,582	11.6	55,465	10.2	9,117	16.4	15.6
都道府県支出金	26,082	4.7	25,811	4.8	271	1.1	1.3
地方債	55,196	9.9	65,620	12.1	10,424	15.9	1.3
その他	96,869	17.5	95,146	17.6	1,723	1.8	0.1
歳入合計	555,075	100.0	541,758	100.0	13,317	2.5	2.6

(注) 国庫支出金には国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む(11年度291億円、10年度291億円)。

5. 歳出

○性質別歳出の状況

(単位：億円、%)

区 分	11年度		10年度		比 較		前年度 増減率	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率		
義務的経費	229,302	42.4	221,944	42.4	7,358	3.3	3.4	
内 訳	人件費	11,519	20.6	111,106	21.2	413	0.4	0.9
	扶助費	55,161	10.2	51,912	9.9	3,250	6.3	6.8
	公債費	62,621	11.6	58,926	11.2	3,695	6.3	5.4
投資的経費	128,118	23.7	137,920	26.3	9,802	7.1	1.1	
うち	普建事業費	124,556	23.1	135,098	25.8	10,541	7.8	1.3
	補助	42,556	7.9	43,811	8.4	1,254	2.9	7.2
	単独	76,108	14.1	84,787	16.2	8,679	10.2	6.0
その他経費	182,760	33.9	163,942	31.3	18,818	11.5	2.5	
うち	物件費	61,973	11.5	60,128	11.5	1,844	3.1	4.6
	補助費等	40,115	7.4	34,011	6.5	6,105	17.9	2.4
歳出合計	540,181	100.0	523,806	100.0	16,374	3.1	1.9	

○目的別歳出の状況

(単位：億円、%)

区 分	11年度		10年度		比 較		前年度 増減率
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	
議会費	4,911	0.9	5,062	1.0	152	3.0	0.5
総務費	66,507	12.3	62,808	12.0	3,698	5.9	0.0
民生費	123,768	22.9	107,747	20.6	16,021	14.9	6.2
衛生費	48,867	9.0	48,561	9.3	307	0.6	1.7
労働費	2,039	0.4	2,004	0.4	35	1.7	0.3
農林水産業費	23,677	4.4	24,723	4.7	1,045	4.2	3.1
商工費	22,070	4.1	20,169	3.9	1,900	9.4	7.7
土木費	101,147	18.7	107,826	20.6	6,680	6.2	0.3
消防費	17,203	3.2	17,465	3.3	262	1.5	1.8
教育費	60,840	11.3	62,688	12.0	1,848	2.9	1.4
公債費	62,735	11.6	59,045	11.3	3,690	6.2	5.4
その他	6,418	1.2	5,708	0.9	709	12.4	1.1
歳出合計	540,181	100.0	523,806	100.0	16,374	3.1	1.9

地方債が減少したこと等から、二年  
 ぶりに前年度決算額を下回った。  
 五 歳 出  
 (性質別)  
 (1) 義務的経費は、人件費、扶助費  
 及び公債費のいずれもが増加したこ  
 とから、前年度決算額を上回った。  
 なお、職員給の減少等により人件費  
 の伸び率は昭和三十一年度以降で最

も低かった。  
 (2) 投資的経費は、その大部分を占  
 める普通建設事業費が補助事業費、  
 単独事業費とも減少したことから、  
 前年度決算額を下回った。  
 (3) その他の経費は、委託費の増等  
 による物件費の増加、前年度の緊急  
 経済対策にかかる地域振興券交付事  
 業等による補助費等の増加により、  
 前年度決算額を上回った。

(目的別)  
 (4) 民生費、商工費、公債費等が前  
 年度決算額を上回った。他方、農林  
 水産業費、土木費等が前年度決算額  
 を下回った。  
 六 財政構造の弾力性  
 (1) 經常収益比率は、前年度より一・  
 四%ポイント低下の八三・九%とな  
 り、十年ぶりに低下した。これは、

政 策

6. 財政構造の弾力性

	経常収支比率	起債制限比率
平成11年度	83.9%	10.9%
平成10年度	85.3%	10.7%
差	1.4%	0.2%

(注1) いずれも加重平均である。  
 (注2) 経常収支比率は特別区及び一部事務組合を除き、起債制限比率は特別区を含み一部事務組合を除く。

○段階別市町村数

(1) 経常収支比率

	70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上 100%未満	100%以上	合 計
平成11年度	160 (5.0)	1,258 (39.0)	1,547 (47.9)	243 (7.5)	21 (0.7)	3,229 (100.0)
平成10年度	144 (4.5)	1,172 (36.3)	1,601 (49.5)	284 (8.8)	31 (1.0)	3,232 (100.0)

(注) ( )内の数値は構成比である。(2)においても同じ。)

(2) 起債制限比率

	5%未満	5%以上 10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 20%未満	20%以上	合 計
平成11年度	176 (5.5)	1,503 (46.5)	1,453 (45.0)	94 (2.9)	3 (0.1)	3,229 (100.0)
平成10年度	160 (5.0)	1,494 (46.2)	1,489 (46.1)	86 (2.7)	3 (0.1)	3,232 (100.0)

(注) 団体数はいずれも特別区及び一部事務組合を除く。

(3) 公債費負担比率の段階別団体数の状況

	5%未満	5%以上 10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 20%未満	20%以上	合 計
平成11年度	26 (0.8)	272 (8.4)	926 (28.7)	1,142 (35.4)	863 (26.7)	3,229 (100.0)
平成10年度	28 (0.9)	288 (8.9)	977 (30.2)	1,173 (36.3)	766 (23.7)	3,232 (100.0)

(注) ( )内の数字は、構成比である。

(4) 財政力指数の段階別公債費負担比率の状況

	0.3未満 の団体	0.3以上 0.5未満 の団体	0.5以上 1.0未満 の団体	1.0以上 の団体	合 計
大 都 市、 中 核 市 及 び 都 市	19.3 (26)	17.2 (123)	16.2 (461)	12.1 (61)	15.8 (671)
町 村	19.9 (1,395)	15.5 (702)	13.1 (415)	8.2 (46)	16.5 (2,558)

(注) ( )内の数字は団体数である。比率は、加重平均である。

7. 将来にわたる実質的な財政負担

区 分	平成11年度	平成10年度	増減額	増減率	前年度増	
地方債現在高 A	58兆2,685億円	56兆9,219億円	1兆3,466億円	2.4%	5.2%	
債務負担行為額 B	7兆5,585億円	8兆1,211億円	5,625億円	6.9%	4.6%	
積立金現在高 C	11兆3,941億円 (10兆5,102億円)	10兆5,710億円	8,230億円 (609億円)	7.8% (0.6%)	3.7%	
内 訳	財政調整基金	2兆8,736億円	2兆7,727億円	1,009億円	3.6%	2.9%
	減債基金	1兆4,781億円	1兆5,012億円	230億円	1.5%	6.6%
	その他特定目的基金	7兆 424億円 (6兆1,584億円)	6兆2,972億円	7,451億円 (1,388億円)	11.8% (2.2%)	3.4%
A + B - C	54兆4,329億円 (55兆3,168億円)	54兆4,719億円	390億円 (8,449億円)	0.1% (1.6%)	5.5%	
対標準財政規模	183.2% (186.2%)	183.2%				

(注) ( )内の数字は、介護保険円滑導入及び少子化対策に係る基金を除いた金額及び比率である。

(1) 地方債現在高は、前年度末と比べ二・四%増加し、約五八兆円となった。  
 (2) 積立金現在高は、前年度末と比べ、八、二三〇億円(七・八%)増の一兆三、九四一億円となった。ただし、この現在高には、介護保険円滑導入及び少子化対策に係る基金の現在高八、八三九億円が含まれており、これを除くと、積立金現在高は、前年度末と比

七 将来にわたる実質的な財政負担  
 人件費の伸び率の低下等により経常経費充当一般財源の伸び率が低かったためである。  
 (2) 起債制限比率は、前年度より〇・二%ポイント上昇の一〇・九%となり、八年連続して、公債費負担比率は、前年度より〇・五%ポイント上昇の一六・三%となり、九年連続して、それぞれ上昇した。

ベ六〇九億円(〇・六%)の減少となる。  
 (3) 将来にわたる実質的な財政負担は、前年度末とほぼ同じ約五四億円となった。また、標準財政規模に対する比率も、前年度末と同率の一八三・二%となった。  
 (注一) 介護保険円滑導入及び少子化対策に係る基金は、それぞれ、平成十一年度の国の補正予算措置によ

り新たに市町村に造成されたものであり、原則として、平成十三年度末までに、それぞれ目的を達成し、解散することとされている。  
 (注二) 将来にわたる実質的な財政負担とは、地方債現在高に債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額(債務負担行為額)を加え、積立金現在高を差し引いた額である。  
 (注三) 標準財政規模とは、地方公

共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額である。

活 動

全 国 町 村 会

市町村合併特例法の改正について申し入れ

全国町村会は二月二十二日常任理事会を開催し、政府が今国会に提出を予定している、地方自治法等の一部を改正する法律案」について協議し、市町村合併特例法の改正事項の住民投票制度の導入に関し、総務省に対して三点の申し入れを行った。

この日の会議では、まず、芳山達郎総務省自治行政局長から改正法案の概要について説明を聴取した。この中で市町村合併特例法の一部改正に関する内容については次のような説明があった。

- 一、合併協議会に係る住民参議制度の拡充と住民投票制度の導入
- ①合併協議会設置についての住民投票制度の導入（十分の一以上の署名による直接請求）
- ②合併協議会設置協議についての議会審議における請求代表者又は同一請求代表者への意見陳述機会の保障
- ③請求代表者又は同一請求代表者の合併協議会への参加
- ④住民参議により設置された合併協議会における市町村建設計画の作成等の状況の通知・公表
- 二、税制上の特例措置の拡充
- ①不均一課税をすることができる期間の延長（三年、五年）と同期間における課税免除の特例の創設
- ②事業所税の課税団体の指定の延期（最長五年）
- 三、その他
- ①流域下水道に関する特例
- ②一部事務組合等に関する特例

総務省からの説明を聴取した後、これらの

内容について協議した。各委員からは、住民投票制度の導入について、議会制民主主義との整合性の問題や一般的な事項への波及の懸念があるものの、これを市町村合併特例法の中で限定的に導入することはやむを得ないと意見が出された。しかし、住民投票を求める署名要件とされている十分の一については、これをさらに引き上げるべきであるとの意見が出された。

また、請求代表者等の合併協議会への参加についても、公平な協議を確保するなどの観点から、その参加を認めるべきではないとする意見が出された。

このため、これらの意見を集約し本会として次の三点を取りまとめ、法改正作業にあたる総務省に対し山本文男会長から申し入れを行った。

地方自治法等の一部を改正する法律案（市町村の合併の特例に関する法律の一部改正関係）について、次の三点を申し入れる。

- 一 住民投票等の実施を求める場合の実施請求署名について、十分の一を六分の一五分の一にすること。
- 二 住民投票制度が一般事項へ波及しないよう万全の措置を講ずること。
- 三 請求代表者の合併協議会への参加をさせないこと。

平成十三年二月二十二日  
全 国 町 村 会

健康福祉プランナー養成塾生募集中

（財）地域社会振興財団では、今年度に引き続き左記の要領で、平成十三年健康福祉プランナー養成塾を開講いたします。

記

- 一 目的  
二十一世紀を担う市（区）町村職員に不可欠な保健・医療・福祉についての深い理解と知識、企画立案能力、同じく医師においては住民の要望、自治体の財政状況を理解し、保健・福祉の行政サイドと協力する調整能力と、それぞれの地域、それぞれの立場で質の高い健康福祉先進地域を作る能力獲得を目指す。
  - 二 期間  
平成十三年七月十日（火）～七月二十七日（金）
  - 三 会場  
自治医科大学地域医療情報研修センター（栃木県南河内町）
  - 四 募集定員 三十名
  - 五 応募資格  
①市（区）町村等職員で、保健・医療・福祉に関する企画・立案に携わっている方。  
②保健・福祉の重要性を認識し地域で活躍されている医師。
  - 六 応募方法  
各市（区）町村に既に送付した「募集案内」中の参加申込書に記入のうえ、当財団宛郵送。
  - 七 応募期限  
平成十三年四月三十日（月）
  - 八 参加経費  
宿泊費、受講料等は、当財団が負担。往復の交通費及び食事は、参加者の所属機関の負担。
  - 九 申込及び問合せ先  
（財）地域社会振興財団 総務課  
〒三二九一〇四九八  
栃木県河内郡南河内町薬師寺三三一 一六〇  
☎ 〇二八五 五八 七四三五  
☎ 〇二八五 四四 七八三九
- 詳細は、平成十二年十二月末に送付済みの「募集案内」をご参照下さい。

平成11年度 地域づくり自治大臣表彰

活力のあるまちづくり・産業経済部門



松井田町と妙義山

## 現地レポート

群馬県

まつ い だ まち  
松井田町うす い  
碓氷峠に汽笛再び

はじめに

松井田町は、群馬県の西部に位置し、碓氷峠を境に長野県軽井沢町と接しています。町域は一七五km<sup>2</sup>で、東西に一七km、南北に一五kmの広がりをもっています。面積の八〇%が森林で、耕地一〇%、宅地が三%となっています。標高の最低は一八三m、最高は一、六〇二mで、町域の西部は、上信越国立公園と妙義荒船佐久国定公園に属しており、自然環境に恵まれた地域といえます。人口は約一八、〇〇〇人で、過疎化が進行し高齢化率が二四%台に達している典型的な中山間の町といえます。

## 碓氷峠の道について

碓氷峠を擁する松井田町は、古くは万葉集に歌われ、中世東山道、近世中山道の伝馬・宿場町として栄え、特に中山道期にあつては、箱根の関所と並ぶ「碓氷関所」が設置され、幕藩体制下における関東の西の要として、「入り鉄砲に出女」を監視した重要な役割を担った地域でありました。

近代に入ってから、一級国道十八号線の前身である碓氷新道が明治十七年に開削され、明治二十六年には、最後に残されていた信越本線最大の難工事であった横川・



軽井沢駅間の線路敷設が完了し、これによって太平洋と日本海を結ぶ信越本線が全線開通しました。時代は下がり、平成四年には上信越自動車道の開通に伴い、町内二カ所にインターチェンジが建設されました。

平成九年には北陸新幹線の東京・長野駅間が開通し、最寄り駅は隣接する安中市に設置されましたが、町内をトンネルで横断し、碓氷峠を越えて軽井沢駅につながっています。このように松井田町には全ての陸路交通が存在することから、古くから交通の要衝地であることが理解されることと思います。

## 高速交通化の影響

信越本線横川・軽井沢駅間が、明治二十六年に開通したことは先述しました。この路線は日本で最も勾配のきつい路線(六十六・七パーミル。一、〇〇〇mで六六・七m登る)で、通常の運行方法で

## フォーラム

「ラックレール」という歯形のレール



ある「粘着運転」では走行できず、「アプト式」といわれる特殊な牽引方法で運行されました。アプト式とは、通常のレールの間に「ラックレール」という歯形のレールを敷設して、機関車に搭載した歯車をこのレールとかみ合わせて推進力並びにブレーキ力を確保する方法で、現在でもヨーロッパの登山鉄道で採用されている方式です。しかし、昭和三十年代後半からの高度成長に伴い、輸送量の増加に対応するため、信越線横川・軽井沢間の輸送力の強化が急務となり、開通から七十年間続いたこの方式も終焉を迎え、これに変わったのが昭和三十八年からの、EF63形機関車による粘着運転による、運行開始でした。この機関車

は、六六・七パーミルという勾配はそのままで、当時の鉄道技術の粋を集めて作成された碓氷峠越え専用の機関車で、「峠のシエルパ」の愛称で親しまれてきました。EF63形機関車の登場は、複線化工事と相まって、高速大量輸送を可能にし、大量の貨客輸送に力を発揮しました。

町内の横川地域は、碓氷峠越えの機関車基地として、アプト式の時代から鉄道と共に歩んできた場所、鉄道従事者の居住地域として、また「峠の釜めし」で有名な駅弁等の関連産業により発展してきました。

昭和四十年代に入り自動車通行の増加により、国道十八号線のバイパス工事が行われ、昭和四十六年に「碓氷バイパス」が開通となり、旧十八号線碓氷峠の麓で休憩をとっていた多くの車輛がこのバイパス利用に移行し、地域経済活力の低下が起り始めました。更にトラック輸送が増加し、信越線横川・軽井沢駅間の貨物輸送が廃止となり、鉄道を取り巻く環境も厳しいものとなってきました。こうした変化の中、更に町の活力低下の危機感を募らせることとなったのが、高速自動車道の開通による、通過者の増加による立ち寄り客の減少であり、北陸新幹線開通



英国2フィートゲージ製蒸気機関車

による信越線横川・軽井沢駅間の廃止決定でありました。

### 鉄道で栄えた町の鉄道による再生

新幹線の開通により、碓氷峠の鉄路が廃止されることが決定され、高速道路の開通による立ち寄り客の減少を目的に、地域に活力と自信を取り戻すための施策の実施が行政の重要な課題となり、様々な検討を経て、今回栄えある自治大臣表彰を賜る結果となった「碓氷峠鉄道文化むら」を含む、碓氷峠地域の活性化計画の着手となりました。

この計画は、碓氷峠を含む町の西部を四つの区域に分け、それぞれの特徴を活かした整備を進める

もので、そのうちのひとつが、廃線後の横川駅構内跡地を活用した鉄道テーマパークの建設でありました。

廃止まで百四年の時間を刻んだ碓氷峠の鉄路は、特殊路線であったために様々な歴史的資産を残しています。

日本最急勾配線区であったこと、幹線鉄道で唯一のアプト式であったこと、幹線鉄道として日本で最初の電化区間であったこと、アプト式廃止後も専用機関車による運行線区であったことなど。

さらには残存するアプト式廃線のレンガ造り鉄道構造物群が、平成四年に近代化遺産として、初の国重要文化財指定を受けたことも、整備に着手する上で幸いしました。

### 碓氷峠鉄道文化むら

碓氷峠鉄道文化むらは、横川駅以西の不必要となった鉄道用地約五畝を取得し、碓氷峠の鉄道資料はもとより、日本各地で活躍した鉄道車輛二十六両を往年の姿に修復して屋外展示し、一部の車輛では運転台に入ることが可能で、本物の質感を味わうことができます。

このほかに園内八〇〇mを一周する、英国製蒸気機関車が牽引す



フォーラム

EF63形機関車運転シミュレーションの運転席の実施があげられます。



これは基礎講習を聴講し、運転指導員の立ち会いのもと、体験線三〇〇mの往復運転を行うもので、運転回数五〇回で、鉄道文化むららが「本務機関士」として認証するものです。現在、実物の機関車の運転体験が行える鉄道テーマパークは日本になく、鉄道ファンの垂涎的となっております。

碓氷峠越えの専用機関車EF63形の運転台を改修した運転シミュレーションも制作して好評を博しています。

このほか、アプト式時代の機関車の決定版といわれ、準鉄道記念物に指定されているED42形機関車をJR東日本から借り受けて展示しています。また、鉄道資料館一階には、大規模な鉄道ジオラマを設置し、碓氷峠越えの機関車のほか、日本各地で活躍している車輛の紹介を行っています。二階の鉄道ミュージアムでは、碓氷峠越えの歴史を開通から廃止までを、当時の写真や寄贈された物品で構成して紹介しています。

鉄道文化むらで最も特徴ある事業としては、鉄路廃止まで現役機関車として活躍した、EF63形機関車を実際に運転できる体験事業

一年四月に開園し、当初の入り込み客目標を十万人に設定しましたが、一年間で三十万人の来場者を数えました。当初、「鉄道」といっいえば専門的な分野故に、来場者が鉄道ファンに偏向するのでは

が、一年間で三十万人の来場者を数えました。当初、「鉄道」といっい

わば専門的な分野故に、来場者が鉄道ファンに偏向するのでは



日本各地で活躍した鉄道車輛

という心配がありました。むしろ鉄道は多くの人にとって、身近な存在であり、各年代、各層に支持されるテーマであったことが成功の要因であったと感じられます。

鉄道と深く関わってきた町です。町内に鉄道関係者も多く、蓄積された経験と才能の顕在化と、これらの方々に活躍していただくために、鉄道文化むら内に鉄道ボランティアを組織し、来場者との交流も図っています。

終わりに

テーマパークの多くは、その後の維持のあり方によって、入り込みの減少が危惧される性格を持ちます。特に当町における鉄道というテーマに関しては、これからのソフト面の充実が重要となってきます。また、この施設のほか整備を進めている町内各施設との連携を図り、相乗的な効果をいかにして高め、リピーターの増加につなげて行くかがこれからの課題といえます。

松井田町企画課  
碓氷峠の森公園  
交流館施設開設準備係  
主任 高橋信秀

損害保険

代理店

株式会社 千 (ちさと) 里

〒100-0014

東京都千代田区永田町 1 - 11 - 32 全国町村会館西館内

03 - 5512 - 4726(代)

営業所(全国27か所)



カサセル NOW & NEWS

「あつたか」声 宮城県  
「パートナー」制度実施 岩出山町

町は、郵便局と連携して、七十五歳以上の独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を対象に「あつたか一声パートナー」制度を実施しており、郵便局員が配達業務の傍ら高齢者世帯を一月に一度の割合で訪問し、町が作成した健康状態や困ったことを記入する往復はがきの手渡しや回収を行っている。

冬を快適に過ごすための環境づくり条例を施行 秋田県  
矢島町

豪雪地帯である町は、除雪を適切に行って冬季を快適に過ごすため、町民の除雪に対する意識を高めていくことをねらいに、町が除雪を実施すると規定した上で「町民等は除雪等の実施に協力しなければならない」と明記した「矢島町住みよ環境づくり条例」を施行した。

緊急避難時の心得等 福島県  
記載の地図を作成配布 猪苗代町

昨夏に観測史上初めて臨時火山情報が出されるなど磐梯山の火山活動が活発化している町では、万一に備えて、緊急避難場所や避難施設の名称、磐梯山の状況、情報伝達方法、避難時の携行品や心得などを記載したA3判の地図を作成し、全世帯五千三百戸に配布している。

住民票や印鑑登録証明 栃木県  
の自動交付機を設置 南河内町  
住民サービスの向上を図って

いくため、町は役場窓口が開まっている土・日曜日にも住民票の写しや印鑑登録証明の交付が受けられるよう、年末年始と月曜・祝日などを除き開館している町内緑地区の児童館に、住民票と印鑑登録証明の自動交付機を設置している。

四町の連携で文化事業 群馬県  
の低廉化を図る 大泉町外三町

大泉町文化むら、笠懸野文化ホール、境町総合文化センター、新田町文化会館の四つの町立ホールは、出演料や宣伝費などの経費を削減して効率的なホール運営に務め、低料金で住民に芸術鑑賞を楽しんでもらおうと、コンサートなどを共同で企画する連携事業に取り組んでいる。

戸籍事務の電算化で 埼玉県  
効率化とサービス向上 毛呂山町

一九九九年十月から戸籍事務の電算化に取り組んでいた町は、完全コンピュータ化を実現し、これまで戸籍届け出から証明発行まで七十日かかっていた事務を二、三日程度に短縮するなど、戸籍事務効率化と住民サービスの向上を図った。

特典つきの入浴手形 山梨県  
四つの温泉めぐり 牧丘町

町内に町営二施設、民営二施設の四つの温泉施設が整備されている町は、四施設連携して集客の相乗効果を図っていきこうと、四施設を巡るの気になった一施設がもう一度利用できるなどの特典が付いた木製の入浴手形を一枚二千円で販売している。

週三回の無料生活バス 石川県  
を試行的に運行 中島町

中心部から離れた集落が多い上、公共交通機関が整備されていない町では、町民の足を確保するため町所有のマイクローバス二台を使って月・水・金の週三日運行する無料の「生活バス」を試行的に走らせており、今後利用者の意見なども参考に運行の継続化を予定している。

一部の低所得者に 岐阜県  
「介護支援福祉金」を支給 笠松町

町は、介護保険料徴収に伴い、一部低所得者に対する救済策の一環として、町内の六十五歳以上(第一号被保険者)の低所得者の一部を対象に、介護保険料の減免という形ではなく、別の枠組みで介護保険料と同額の「介護支援福祉金」を支給していく制度を導入している。

「公共エリアの里親制度」 大阪府  
で美化活動を推進 岬町

道路や公園など公共施設の清掃・管理をボランティアの住民に任せる「公共エリアの里親制度」を導入した町では、「長松自然海浜地域」をモデル地域に週一回程度、ボランティアによる美化活動を進めており、二〇〇一年度からは対象地域を拡大していく。

「神石高原まるごと市場」 広島県  
を福山市にオープン 神石町外

神石町、油木町、三和町、豊松村の神石郡四町村は、郡内小規模農家が作った農作物の販売先の確保と観光PRをねらい

に、四町村や農協等が出資した神石高原直売公社が運営する「神石高原まるごと市場」を広島県福山市にオープンさせ、特産品や農産物等を販売している。

森林保全や林業振興策等 高知県  
の基本条例を制定 檮原町

森林資源に恵まれた町は、木材や林産物を供給する経済的機能に加え、水源涵養や国土・自然環境保全、文化や教育への寄与、景観形成など、森林が有する多様な機能を指摘するとともに、森林保全や林業振興策の理念や方向などを規定した「町森林づくり基本条例」を制定した。

歯科医院と併設の 宮崎県  
図書館オープン 北方町

書店や図書館がなかった町は、三月のオープンをめざし、一階は駐車場、二階は図書館と町内で唯一開業している歯科医院を併設し、三階は歯科医の自宅となる延床面積千八百平方メートル、蔵書数約五万冊の図書館の建設を進めている。

日赤からの医師派遣 鹿児島県  
で無医村解消 三島村

硫黄島、黒島、竹島の三つの島で構成され、これまで月一回の医師巡回があったものの無医村解消が長年の課題であった村は、硫黄島に鹿児島赤十字病院から内科医一人が三か月交代で派遣され常駐するようになり、それに伴い黒島、竹島への巡回体制も整備された。

カサセル NOW & NEWS

## 随 想

## 親子関係



愛媛県 長 深  
前村 田 池

## 随 想

日本の基本問題について、考えてみたいと存じます。

言うならば、問題と申しますのは、教育の根本を問うてみたら、国の秩序を定める根本は基本教育というものであります。

敗戦後の日本では、日本民族が二千年かけて育ててきた民族の美風が、自由の名の下に解消されていきつつあります。日本民族古来の思想も努力もなくなっております。

第一に「親孝行」という人間本来の思想も国家主義を連想されて、良いも悪いもなく、全てを解消していくことになっております。

日本国民は、民主主義の自由を勘違いしているように思います。誠に残念に存じます。

自由とは、責任と義務を全うし

て初めて成り立つものであります。

しかるに、日本国には真の民主主義でなく、アメリカの持ち込んだ事を検討することなく、全てを否定する考えで今日まで古来の美風を破り捨てて方向で処理してきた事を非常に残念に存じ、悲しみを覚えるものであります。

政府の唱える教育改革は、昔の古来の美風を取り戻す教育を推奨されるのであります。是非、昔の親子関係を再構築してほしいと考えます。

生命の根本である親子関係にすることが、これからの日本には必要と存じます。高齢化の進んでいる社会状況を見るとき特に感じしております。

親を看る時、子供として果たす役割分担を全うすべきであります

す。何よりも血は濃いと申します。親が子供を育てるのは尊く大きなものであります。この事は、私が申すまでもなく、皆、子供の親であり、自身が現実を見て考えてみることでもあります。

親が子供の為にとる様は、驚くような実例を数多く残しております。自分の子供に対する行動は、恐ろしく予想外の行動であり、自身は食べ物が無く空腹でも辛抱して、子供に供して子供の命を救った例も数多く残っております。

このような実例が、親の愛の大きさを物語っております。その親に対して、現在は、親は親、子は子という様に分離して、自分本意の考え方が社会の常識となりつつあります。早く昔の教え方に戻ってほしいと思つことが強くなります。

自由の考え違いから、国民の美風を捨て去ってよろしいものでしょうか。私は、そうは思いません。子としての責任分担は全うする心構えが是非ほしいと考えます。昔の諺に「親の恩は山よりも高く海よりも深い」と言われております。その通りであります。

よって、教育改革で基本を確立してほしいと存じます。民心を一つにすることが何よりも建国の基本でありますことは、何人も異議

はない所であると存じます。

自然摂理は、親は親として敬い、責任分担を全うする所が万物の長として地球に住む人間の存在を示す所であります。

中国の孔子を祖とする儒教を教育の基本に置いた教えが昔から現代まで続いてきたのであります。自然を師とする心が説かれておるものであり、人間として尊厳を大切にすると、仏教の教えとが渾然一体となりわが国の美風を育ててきてくれたものであります。儒教が朱子学となり、陽明学となつて、日本人の骨となり肉となつてきたのであります。

有名な句があります。「孝は親を安ずるに大なるはなし。人体髪膚之を父母に受く、あえて毀傷せざるは孝の始めなり」というように、親への思いを基軸にした教育が、日本民族を奥深い民族へと養成してくれたと存じます。

命の尊厳に対して、限りなく敬意を払い、その行いが社会の乱れを防ぐ基となります。

ここに、遇説を申し上げます。お許しを願います。



情 報

# 政策リーダー

# 政策リーダー

## 介護タクシーへの対応について ―厚生労働省―

厚生労働省は二月十四日、訪問介護の指定を受けているタクシー会社（いわゆる介護タクシー）への対応について見解を示した。

それによると、介護保険制度が保険料と公費により運営されている以上、介護報酬で費用を賄うサービスの範囲は適正を期することが重要とした上で、身体介護又は家事援助サービス全般を行うことが必要であり、通院介助等に特化しているのであれば、原則として指定対象外とする。ただし、特化している場合でも市町村の判断により基準該当サービス（保険給付の対象）とすることを認めるとしている。

対処方針としては、①自宅から病院等までの移送（運転）中は従来どおり介護報酬の算定対象外とする、②介護タクシーに係る指定について、乗車前及び降車後の介助に特化している場合は運営基準違反として改善指導を行い、改善が見られない場合は指定の取消等を行うよう都道府県を指導する、③特化により指定対象外となった場合でも、市町村の判断により、基準該当サービスとして認めることができる。その場合は介護報酬の範囲内（三十分未満二、一〇〇円、三十分以上一時間未満四、〇二〇円）において、独自に支給額を設定することとしている。

また、要介護者等に対する移送サービスについては、介護予防・生活支援事業（外出支援サービス事業）や市町村特別給付（上乗せ・横出しサービス）で実施することは可能としている。

## 地方税電子申告システム の早期導入促進

総務省は、このほど地方税の電子申告システムの早期導入を目指すため、（全国町村会、全国知事会、全国市長会等の協力を得て）地方税電子申告等推進協議会を発足することとした。

これは、政府の「電子政府の実現」の重要な柱の一つとして地方公共団体が行う自治事務に関するオンライン化を進める「電子自治体の推進」が打ち出され、その代表事例として地方税の電子申告が位置づけられたのを受け、総務省はインターネットを活用したモデルシステムを研究開発することとし、その事業推進の中心としてのもの。

電子申告システム導入のメリットは、①納税者が直接課税団体の窓口へ出向かなくても申告手続きが行える等、納税者の利便性の向上②申告データの入力、検算、統計作成等の事務負担の軽減③システムの構築に伴う税務行政の効率化④地方税の電子申告システムの構築を個別団体ごとに対応する場合に比してのコスト削減などとしている。

今後のスケジュールとしては、平成十三年度にIT技術面における通信・放送機構等の協力を得つつ、同協議会等の検討を経て、システム開発及び実証実験を実施する。また、平成十四年度においては、申告手続きをインターネットを利用してオンラインで行うことができるよう、総務省から地方公共団体が使用するモデルシステムを広く地方公共団体に提示し、平成十五年度から個々の団体でのシステム導入を促進することとしている。

## 農山漁村の少子化対策 ビジョンまとめ

農水省の「少子化対策推進懇談会」（座長・八木宏典東大教授）はこのほど、「農林水産業・農山漁村における少子化対策推進ビジョン」と題する報告書をまとめた。

少子化対策は、内政の最重要課題で、女性が生涯に生む子供の数は一・三四人（平成十一年）であり、農林漁業者の子供の数も、昭和三十年代には、五人程度であったものが近年二・三人程度まで減少してきた。

報告書は、まず、農林水産業・農山漁村における少子化の特徴を分析。①農林水産業は天候に左右されやすいため、計画的な休日や労働時間が定めにくく、農繁期には子育てのゆとりが持てない。②農山漁村地域は、都市に比べ女性や若者の考えが活かされにくい面があり、若者の流出が多い。③農林漁業者の出生率の低下また、農山漁村は若年層の割合が少なく、三十歳台後半から四十歳台の男性の未婚率が高い等を指摘した。

こうした現状を踏まえて、少子化対策として①子育てのゆとりと働く喜びを持てる農林水産業の実現②柔軟で開かれた農山漁村地域社会の構築③固定的な性別役割分担を見直し、男女共同参画を推進④仕事と出産・育児との両立の実現⑤豊かな子育て環境としての農山漁村の形成⑥少子化についての農林水産業者・関係団体の関心の高揚の以上六つの基本的方向を提言した。

# 都心に生まれたゆとりとやすらぎの空間

## くつろぎを最優先にこだわった客室

(室料)  
**シングル** 131室 8,500円より  
**ツイン** 18室 16,000円より  
 8~16F (2名)

客室は広めでシングル18㎡ 羽毛寝具により心地よい睡眠に配慮いたしております。すべての客室は快適な7階以上の上層階に配され、リラックスしていただくための静かな空間を作り上げました。



シングル

官庁街に近く、最適なロケーションを誇る 全国町村会館。  
 一流ホテル(帝国ホテルグループ)との提携による上質なサービスと、味わい豊かな料理、ゆとりのある客室で皆様をおもてなしいたします。



## 東京での週末・祝日のご利用に特別サービス

### 特別サービスとして

1 宿泊料金を最大20%割引いたします。

(各行事の際に、町村より一括してご宿泊をお申し込みいただいた場合は、すべて会員の特別料金を適用いたします。)

2 地元よりの特産品など、持ち込みは自由です。ご希望により調理もいたします。

ご宴会などのお料理は、ご希望とご予算に応じ、洋食・和食のいずれもご用意いたします。



ホール

- 在京出身者の集いなど 町村主催の各種行事
- 自治大学校などの交友会
- 職員旅行・家族旅行
- 小・中学校の東京での行事参加

## 東京観光の拠点に最適

土・日・祝日ご宿泊<特別料金>(室料)

**シングルA** 6,800円(通常料金 8,500円)

**ツインA** 12,800円(通常料金16,000円)

金曜のご宿泊は通常料金の15%OFFにてご利用いただけます。

### 東京観光地へのアクセスガイド

- 東京ディズニーランド / 地下鉄永田町駅からJR舞浜駅まで約34分
- 浅草 / 地下鉄赤坂見附駅から浅草駅まで約27分
- 東京タワー / 地下鉄永田町駅から御成門駅まで約25分
- 後楽園遊園地 / 地下鉄永田町駅から後楽園駅まで約10分
- 東京都庁展望室 / 地下鉄赤坂見附駅から新宿駅まで約10分



### [交通案内]

- 有楽町線・半蔵門線・南北線
- 「永田町駅」3番出口徒歩1分
- 丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩5分
- タクシー 東京駅から約20分

[宿泊利用助成券契約市町村職員共済組合等一覧]北海道市町村職員福祉協会・青森県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県市町村職員互助会・島根県・鳥取県市町村職員年金者連盟・岡山県・広島県・山口県・高知県・福岡県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県・地方職員共済組合(団体共済部)

ご予約・お問い合わせは **全国町村会館**

TEL:03(3581)0471 FAX:03(3581)0220  
 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号